

氷見市コンベンション事業推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市内の交流人口の増加と経済活動の活性化を図るため、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、氷見市コンベンション事業推進補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 大会、会議、集会、研究会、スポーツ大会、合宿、修学旅行その他これに類するもの（コンサート、サーカス等の興行は除く。）
- (2) 参加者 開催されるコンベンションが大会、会議、集会、研究会の場合においては、特定の議題等に対して意見の発表及び討論等を行うために参加する者、スポーツ大会の場合においては、大会に出場するために参加する者及び引率者、合宿の場合においては、スポーツの練習や共同研究等を目的として参加する者及び引率者、修学旅行の場合においては、学校等の行事として行われる修学旅行等に参加する児童、生徒及び教職員等
- (3) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び同法第124条に定める専修学校のうち同法126条に定める高等専修学校と称することができるもの。

(補助金の交付)

第3条 市長は、コンベンションの誘致又は開催の促進に資するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となるコンベンションは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内で開催されるものであること。ただし、富山県内他市町村の会場を利用したコンベンションに伴う宿泊施設が市内の宿泊施設である場合は、市内においてコンベンションを開催したものとみなすことができる。
- (2) 富山県以外から参加者が参集すること。
- (3) コンベンションの開催に伴い、市内のホテル、旅館、民宿等に宿泊する県外在住の参加者数の合計（以下「延べ宿泊者数」という）が、大会、会議、集会及び研究会にあっては延べ25名以上、スポーツ大会、合宿その他市長が認める事業にあっては延べ50名以上であること。
- (4) コンベンションの開催に当たり、この要綱に基づく補助金以外の補助金（氷見市スポーツ合宿誘致推進補助金の場合を除く。）、負担金等の金銭的援助を氷見市から受けていないこと。
- (5) 主催者が国、地方公共団体でないこと。ただし学校等は除く。

- (6) 営利法人その他営利を目的とする事業活動を行っているものでないこと。
- (7) 公の秩序及び善良な風俗を乱すおそれがないこと。
- (8) その他市長が不適当と認めないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

対象経費	補助金額	限度額
大会、会議、集会、研究会、スポーツ大会、合宿その他市長が認める事業	延べ宿泊者数が50人未満の場合 一人当たり一泊500円	50万円
	延べ宿泊者数が50人以上の場合 一人当たり一泊1,000円	
修学旅行	一人当たり一泊1,000円 また、体験メニュー1回につき、500円を上限として一人当たりの費用の1/2を上記金額に加えて助成（ただし、2回分1,000円が上限）	30万円

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、氷見市コンベンション事業計画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、開催予定日の1週間前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 開催要項
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業計画の承認)

第7条 市長は、前条の計画書の提出があったときは、当該計画に係る書類を審査し、適合すると認めたときは、すみやかに事業計画を承認し、団体等に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画に変更等がある場合は、氷見市コンベンション事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書に基づき、事業計画の変更等を承認したときは、速やかに団体等に通知するものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、氷見市コンベンション事業推進補助金交付申請書及び実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、事業完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 宿泊証明書又は宿泊実績を証する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定及び額の確定)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適合すると認めたときは、すみやかに補助金の交付を決定し、併せて、交付すべき補助金の額を確定し、団体等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、氷見市コンベンション事業推進補助金の使途等が、法令、条例、氷見市補助金交付規則及びこの要綱の規定に違反していることが判明したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により返還命令を受けた場合は、速やかに補助金を返還しなければならない。

(雑則)

第12条 主催者は、コンベンションの開催に伴い発生する各種業務について、氷見市内の業者を活用するよう努めなければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

氷見市長 あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

氷見市コンベンション事業計画書

年度において、氷見市内でコンベンションの開催を計画しておりますので、次のとおり事業計画を提出します。

添付書類

- （１） 事業計画書
- （２） 収支予算書
- （３） 開催要項
- （４） その他市長が必要と認める書類

事業計画書

コンベンションの名称	
実施（予定）期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
実施する主な会場の名称	
宿泊施設の名称	
参加予定人数	県外からの参加者 人（内宿泊 人） 県内からの参加者 人
延べ宿泊予定人数	県外からの宿泊者 延べ 人（泊）
事業の目的及び内容 （※修学旅行の場合、目的及び体験学習の概要）	

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

氷見市長 あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

氷見市コンベンション開催事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあった氷見市コンベンション事業
については、次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 中止の期間（中止の場合のみ）

年 月 日～ 年 月 日

3 添付書類

- （1） 変更事業計画書
- （2） 変更収支予算書
- （3） その他

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

氷見市長 あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

氷見市コンベンション事業推進補助金交付申請書及び実績報告書

氷見市コンベンション事業推進補助金交付要綱に係る 年度氷見市コンベンション事業推進補助金 円を交付されるよう、次の関係書類を添えて申請します。

添付書類

- （１） 事業報告書
- （２） 収支決算書
- （３） 宿泊証明書又は宿泊実績を証する書類
- （４） その他市長が必要と認める書類

事業報告書

コンベンションの名称	
実施期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
実施した主な会場の名称	
宿泊施設の名称	
参加人数	県外からの参加者 人 (内宿泊 人) 県内からの参加者 人
延べ宿泊人数	県外からの宿泊者 延べ 人 (泊)
事業の実績報告 (事業の内容と効果等)	

收支決算書

単位：円

[illegible]

宿泊報告書

下記のとおり宿泊したことを報告します。
(内訳は別添領収書のとおり)

団 体 名 又は大会名		
宿泊年月日及び 県外からの宿泊者数	年 月 日 ()	名
	年 月 日 ()	名
	年 月 日 ()	名
	年 月 日 ()	名
	年 月 日 ()	名
	年 月 日 ()	名
	合 計	名

年 月 日

宿泊施設住所

宿泊施設名称

代表者氏名

印